

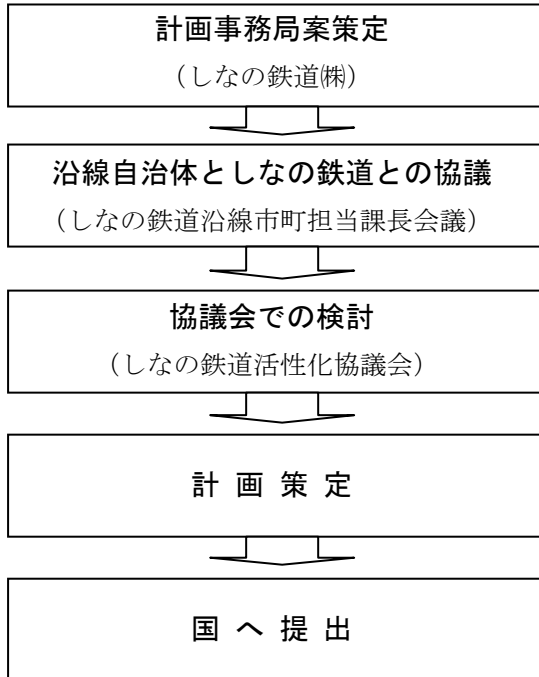
生活交通ネットワーク計画（生活交通改善事業計画）について

地域公共交通確保維持改善事業において、以下に掲げるような事業を行うに際しては、協議会での議論を経て策定する「生活交通ネットワーク計画」（生活交通改善事業計画）に基づいて実施することが求められている。

1 しなの鉄道活性化協議会において検討を予定する主な事業

事業	対象経費	計画に記載する内容
バリアフリー化設備等整備事業	バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費	①事業の目的・必要性 ②事業の定量的な目標及び効果 ③事業の内容と当該事業を実施する事業者 ④事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 ⑤計画期間
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	安全性の向上に資する設備の整備等 ・信号保安設備 ・保安通信設備 ・変電所設備 ・車両設備 等	

2 策定のフロー（案）



※ 計画に位置付けのある事業について、当該事業を行う鉄道事業者（しなの鉄道株）が国へ補助金申請を行う。